

令和4年4月に小学校・中学校に入学予定のお子様の保護者の皆様へ

就学援助費（入学準備金）の支給のお知らせ

丹波篠山市では、経済的理由によって就学困難な児童・生徒の保護者の方に、学校で必要な費用の一部を援助する就学援助制度を設けています。

これまで、新入学に要する費用は「新入学児童生徒学用品費」として入学後に支給していましたが、令和4年4月に丹波篠山市立小学校・中学校に入学予定のお子様の保護者で、就学援助の要件を満たす方を対象に「入学準備金」として入学前に支給します。

1. 就学援助とは

就学援助とは、経済的理由などによって学校での学習に必要な費用の支払いにお困りの方に対し、「学用品費・修学旅行費・給食費・医療費」などの援助をおこなう制度です。

2. 入学準備金の支給を受けることができる方

- 次の①～③の要件の全部に該当する方

- ① 丹波篠山市に居住している方（入学までに丹波篠山市から転出予定の方は対象外）
- ② 令和4年4月にお子様が丹波篠山市立小・中学校に入学予定の方
- ③ 就学援助の要件に該当する方

※生活保護を受給されている場合は、生活保護費より支給されますので申請は不要です。

- 就学援助の要件

ア 生活保護が停止・廃止になった方

イ 児童扶養手当を受けている方

ウ 令和2年中の世帯全員の合計所得金額が下表の基準以下であること

世帯構成人員 (生計同一人員)	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人以上 1人増すごとに
認定基準額 (総所得額:円)	1,709	2,395	2,922	3,442	3,866	4,393	4,921	5,383	541

※世帯を分けていても、同じ住所に居住している場合は同一世帯とみなします。

エ その他経済的理由によって就学が困難な場合（生計維持者の死亡や長期療養等）

3. 支給予定額

- 新小学1年生…51,060円（定額）
- 新中学1年生…60,000円（定額）

※ 支給後、入学までに転勤等により急遽丹波篠山市から転出された場合、入学準備金の返還は求めませんが、転出先市町村に支給済みである旨の通知をいたします。

4. 申請について

●提出書類

(1) 就学援助費（入学準備金）認定申請書兼世帯票

(2) 証明書

該 当 事 由	必 要 な 証 明 書
ア 生活保護の停止・廃止	「証明書」は必要ありません
イ 児童扶養手当の受給	「児童扶養手当証書」（福祉事務所長印がある見開き全体）の写し ※有効期限が令和4年10月31日までのもの
ウ 基準所得以下	世帯全員の「令和3年度課税（又は非課税）証明書」※令和2年中所得 ※所得がない場合にも証明書が必要です。扶養・無収入等により申告を行っていない場合は、所得証明書が発行されませんので、『市・県民税申告書』等の提出を行った上で交付手続きをお願いします。（交付手続き窓口でお尋ねください。） ※未就学児・児童・生徒・学生は証明書不要です。 ※小学6年生で現在就学援助の認定を受けている方で、上記証明書を提出済みの場合は不要です。
エ その他就学が困難となる経済的な理由がある	「特別な事情を証明できる書類」（診断書、公的機関等の証明等）

●提出先

- ・新小学1年生 … 入学を予定している小学校
- ・新中学1年生 … 現在通学されている小学校

●受付期間

令和3年12月17日（金）まで ※必着

●支給時期

令和4年1月末 予定

※申請書記載の口座に振り込みいたします。

【！注意事項】

★ 今回、入学準備金の支給を受けられた方でも、令和4年度の就学援助の認定を希望される場合は、別途申請が必要となります。

※令和4年度の就学援助認定を受けた場合、この入学準備金を受給していないのであれば、入学後に他の就学援助費と併せて新入学児童生徒学用品費（同じ金額）として受給することができます。

★ 令和4年度就学援助費の認定は、令和3年中の所得（令和3年1月～12月）で審査を行いますので、今回の入学準備金を受けられた方でも該当しない場合があります。

問い合わせ先

丹波篠山市北新町41（市役所第2庁舎3階）

丹波篠山市教育委員会学事課学事係

TEL：552-5714